

徳島県公金管理指針

平成16年4月6日策定
(平成26年3月18日一部改定)
(令和3年3月16日一部改定)

1 指針の目的

定期預金等のペイオフが平成14年4月に解禁され、平成17年4月の本格解禁を契機に、本県が金融機関に預託する資金（預金・貸付金等（以下「預金等」という。））について、元本1千万円とその利息以外が保護されないことから、預金（貯金）保険法に基づく保険事故（以下「保険事故」という。）が発生した場合の損失防止のため、預金等を中心とした公金管理のあり方を見直し、平成16年4月6日にこの指針を策定した。

以降、預託先の金融機関は保険事故もなく、経営状況も安定しているが、公金の保全に万全の対策を講じた上で、安全・確実かつ有利な方法による管理、運用をするための基本的な方針を明らかにすることを目的として、この指針を策定する。

2 公金管理のための体制

本県における公金をより適切に管理・運用するためには、企業局・病院局を含む複数の部局にまたがる公金を一元的に把握し、県として統一的な方針に基づく対応を行う必要がある。

このため、本県における公金の管理・運用に関する基本的な方針等を検討、審議するための調整及び決定機関として「徳島県公金管理委員会」（以下「委員会」という。）が設置されており、委員会においては、次の取組を行う。

(1) 公金の一元的把握

全庁的な公金の保全と緊急時の円滑な対応を行うため、企業局・病院局を含む複数の部局にまたがる公金を金融機関ごとに包括的・一元的に把握する。

(2) 預託先金融機関の経営状況の分析、把握

別に定める「徳島県金融機関経営分析マニュアル」に沿って、預託先金融機関の経営に関する各種情報を収集、分析し、的確な経営状況の把握に努める。

(3) 公金保全のために必要な措置方針等の検討、調整

前項までの結果を踏まえ、公金保全のために必要な措置方針等を検討、審議するとともに、必要に応じて、その実施に向けた調整及び決定を行う。

(4) 緊急時の対応

万一の預託先金融機関の経営状況の悪化や保険事故の発生した場合は、緊急時

の迅速かつ適切な対応を図るための「公金保全のための徳島県緊急対応マニュアル」に沿った取組を行う。

(5) 職員の能力向上

公金の適切な管理・運用を行っていくためには、金融機関の経営や金融商品についての知識が求められることから、公金管理担当者等を対象とした研修会を開催し、職員の能力の向上に努める。

(6) 外部専門知識の活用

前項までの取組を行うに当たっては、必要に応じて、監査法人・信用調査会社等の専門的な知識を積極的に活用し、客観的で公正な公金の管理・運用に努める。

3 公金管理の基本方針

(1) 公金の種類

この指針で対象とする公金の種類は、次のとおりとする。

- ア 歳計現金・歳入歳出外現金
- イ 収納金
- ウ 基金に属する現金
- エ 県営住宅敷金
- オ 企業局会計資金
- カ 病院会計資金
- キ 流域下水道事業会計資金
- ク 制度融資預託金

(2) 公金管理の基本原則

公金を管理・運用するに当たり特に留意すべき基本的な事項は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて、制度やシステムの抜本的な見直し、繰り替え運用や会計間の融通等により、資金の効率的な活用に留意するものとする。

ア 安全性の確保

本県の公金が、県民から負託された貴重な財産であることに鑑み、安全性（＝元本保全の確実性）を最優先とした管理を行う。

イ 流動性への配慮

公金の性質に応じて、資金の支払いに支障を来さないよう、流動性に配慮した管理を行う。

ウ 収益性の向上

安全性、流動性を確保した上で、可能な限り有利な運用に努める。

(3) 預金等による運用の原則

預金等による運用は、経営の健全性等の面で特段の問題がないと認められる金

融機関，又は，相殺可能な県債を有するなど預金等債権が保全されている金融機関において行うことを原則とする。

(4) 債券による運用の原則

債券による運用は，元本の安全性の高い国債，政府保証債，地方債等とし，途中売却による価格変動リスクを回避するため，満期まで保有することを原則とする。

(5) 公金種類別の管理・運用

公金種類別の管理・運用に当たっては，前項までの原則に留意し，各資金の性質や用途，目的に応じて最も安全・確実かつ有利な方法により行う。

4 公金管理委員会委員の役割

公金管理委員会委員長及び委員は，部局間等でのセクショナリズムを排除し，常に全庁的な視点から適切な公金の管理・運用が行われるようその調整に努める。

5 公金管理担当者等の責務

公金管理担当者及びその管理・監督者（以下「公金管理担当者等」という。）は，自己研鑽による公金管理能力の向上に努めるとともに，法令及びこの指針等を遵守し，適切な公金の管理・運用に努める。

6 報告義務

(1) 資金管理・運用結果等の報告

公金管理担当者等は，公金管理委員会事務局からの要請があった場合，速やかに所管する資金の管理・運用結果等を報告する。

(2) その他の報告義務

次の事項が発生した場合は，速やかにその内容を公金管理委員会事務局に報告する。

ア 公金の管理・運用に係る基本的な方針を変更する必要があるとき。

イ 年間の資金管理・運用計画を作成し又は重要な変更をしたとき。

ウ 新たに管理・運用すべき公金が発生したとき。

エ 預託先金融機関の経営状況に影響を与える情報等を入手したとき。

7 配慮事項

この指針に沿った取組を行うに当たっては，次の事項に配慮して行う。

(1) 県民生活や地域経済への配慮

公金の管理・運用を行うに当たっては、あらゆる点から県民の生活や地域経済に支障を来さないよう最大限の配慮を行う。

(2) 情報の開示と秘密の保持

公金の保全に向けた対策や管理・運用のための方針等は、積極的に情報を開示し、説明責任を果たすように努めるとともに、個別金融機関の情報等については、徳島県情報公開条例等の法令等に基づき、守秘義務を厳守し、慎重な取扱いを行う。

(3) 見直しの実施

この指針は、社会経済の変動や金融情勢の変化等に応じて柔軟な見直しを行うものとし、改定する場合は、公金管理委員会における審議を経た後、会計管理者の決裁を得て行うものとする。